

---

# 船舶共有建造制度 ご利用の手引き

---

【令和8年度・貨物船編】



独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency

---

A decorative graphic at the bottom of the page, featuring a stylized landscape or road design. It consists of several overlapping, curved shapes in shades of green and blue, creating a sense of depth and movement. The shapes appear to be a road or a path leading into the distance, with a light green foreground and darker blue and green background elements.



# 目次

1. 船舶共有建造制度の概要 .....	3
2. 船舶共有建造制度ご利用の条件 .....	13
3. 船舶共有建造制度ご利用の手続き .....	18
4. 上乗せ要件の概要 .....	21
5. 技術支援 .....	32
6. お問い合わせ先 .....	34

# 令和8年度 制度見直し

これまで皆様から制度見直しのご要望がありました項目のうち、4項目につきまして見直しを行いました。

① 代表者連帯保証	原則不要
② 事業者の乗出費用	<u>貨物船の船価への算入を可とします</u> (旅客船は既に実施済み)
③ 工事監督費 (機構の乗出費用)	廃止
④ その他の直接費 (機構の乗出費用／貨物船のみ)	廃止 併せて、 <u>保険料還付を廃止します</u>

※令和8年度以降、ご利用のお申し込みをされた事業者さまに適用されますが、

一部の見直しは、令和8年4月1日より前に建造決定し、同日以降に竣工する船舶について、事業者さまから申し出があった場合に限り適用するものもございます。詳しくはお問合せください。



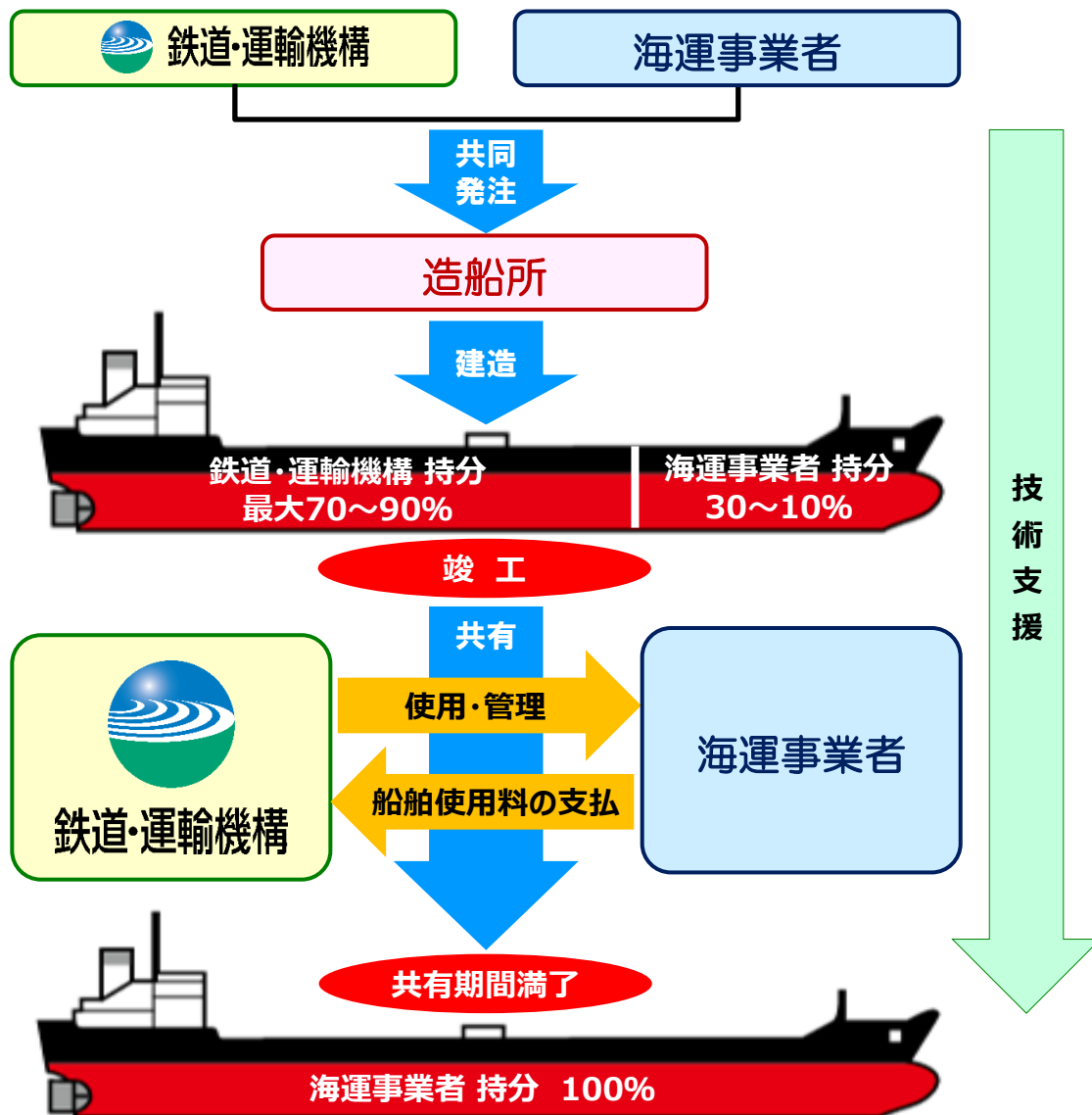
## 目次

---

# 1. 船舶共有建造制度の概要

# 1. 船舶共有建造制度の概要

## (1) 船舶共有建造制度のスキーム



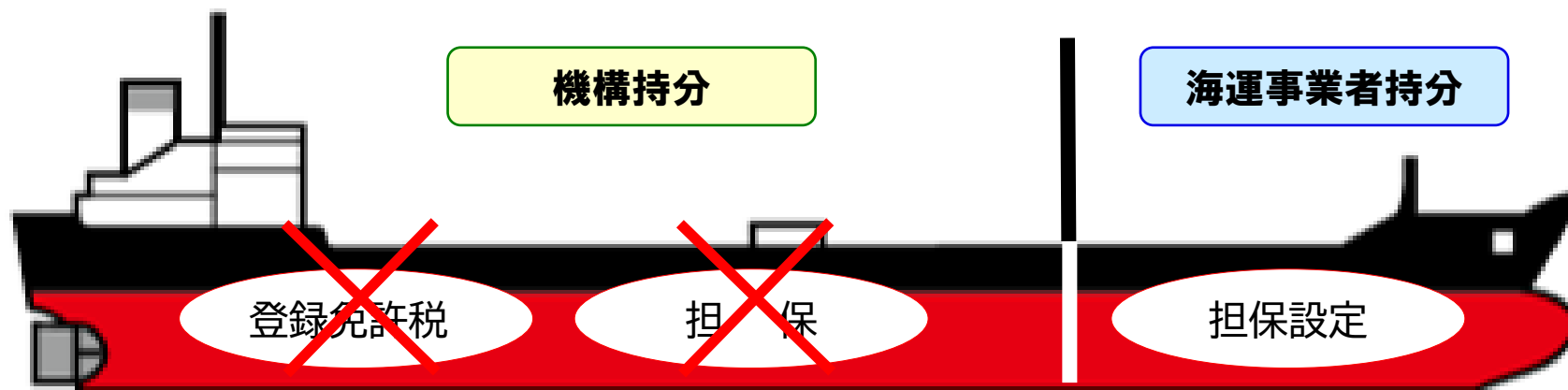
### 船舶共有建造制度とは

- 鉄道・運輸機構(以下、「機構」という。)と海運事業者が共同で造船所に船舶の建造を発注(機構が建造費の最大70~90%を分担)
- 建造した船舶は、機構と海運事業者で共有(機構と海運事業者との持分割合は、建造費の分担割合と同一)
- 竣工後は、海運事業者が船舶を使用・管理し、それに伴う費用・収益等は全て海運事業者に帰属
- 海運事業者は、共有期間中、機構に船舶使用料(建造費の機構分担額に相当する金額と利息相当額)を支払う
- 共有期間満了時、海運事業者は機構持分の残存価額(機構持分の10%)により船舶を買い取り、機構は全ての持分を海運事業者に譲渡

# 1. 船舶共有建造制度の概要

## (2) 船舶共有建造制度の特徴

- 長期・固定での資金供給
- 原則、機構持分にかかる担保が不要（抵当権設定に関する費用が不要）  
※海運事業者持分に対する抵当権設定は可能
- 機構持分にかかる登録免許税は非課税 ※海運事業者持分にかかる登録免許税は必要
- 国の海運政策に資する船舶の建造（『共有建造の対象船舶(貨物船)』を参照）
- 豊富な建造実績に基づく、工事監督含む技術支援(追加費用は不要)



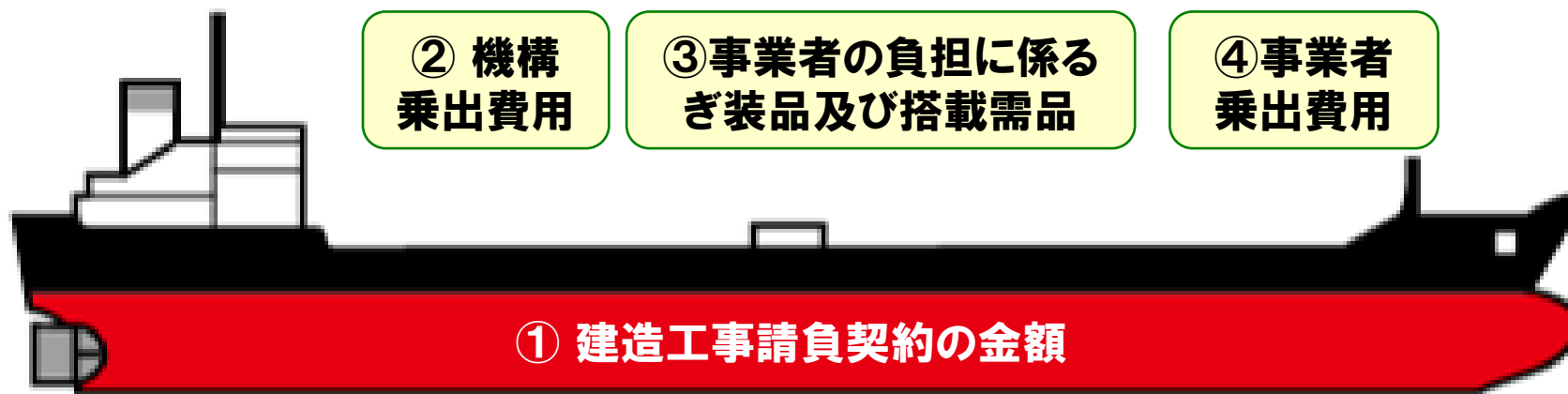
※自己持分に対する抵当権設定は可能

## 1. 船舶共有建造制度の概要

### (3) 機構が分担する建造費の範囲

- ① 造船所との建造工事請負契約の金額（消費税含む）
- ② 機構乗出費用（建造利息）
- ③ 事業者の負担に係るぎ装品及び搭載需品（船体と一体の設備は除く）
- ④ 事業者乗出費用

※③及び④については機構が認めるものに限ります。  
また、③+④の合計の上限は①の3%となります。



# 1. 船舶共有建造制度の概要

## (4) 共有建造の対象船舶（貨物船）

鉄道・運輸機構では、船舶共有建造制度を通じ、国の海運政策に資する船舶の建造を促進しています

	国の海運政策	対象船舶	
政策要件	内航海運のグリーン化	環境負荷低減、物流効率化等に資する新技術を採用した船舶	スーパーエコシップ
			LNG燃料船
		二酸化炭素低減化船	先進二酸化炭素低減化船(CO2削減18%以上)
			高度二酸化炭素低減化船(CO2削減12%以上)
	海洋汚染防止対策船	10%低減化船	
		二重船殻構造を有する油送船又は特殊タンク船	
物流効率化	モーダルシフト船 (RORO船、コンテナ船、自動車専用船)	二重船底構造を有する油送船又は特殊タンク船	
		高度モーダルシフト船	
上乘せ要件	事業基盤強化	内航フィーダーの充実に資する船舶	
		船舶管理事業者を利用する等の船舶	
	船員雇用対策	35歳未満の若年船員を計画的に雇用する事業者の船舶	
		35歳未満の女性船員等を計画的に雇用する事業者の船舶	
		労働環境改善船	
特定船舶導入計画	特定船舶導入計画の認定を受けた船舶		

# 1. 船舶共有建造制度の概要

## (5) 機構の分担割合の上限（政策要件別分担割合及び利率の増減【貨物船】）

- 以下の政策要件(船舶の種類)の中から1つのみを選択していただきます
- いずれかの政策要件に該当する必要があります

政策要件(船舶の種類)		機構分担割合の上限		基準金利からの増減利率		
		中小企業者 ※	中小企業者 以外	中小企業者 ※	中小企業者 以外	
貨物船	内航海運のグリーン化に資する船舶					
	環境負荷低減、物流効率化等に 資する新技術を採用した船舶	スーパーエコシップ	80%		△0.3%	
		LNG燃料船	80%		△0.3%	
	二酸化炭素低減化船	先進二酸化炭素低減化船(18%以上)	80%		△0.3%	
		高度二酸化炭素低減化船(12%以上)	80%		△0.2%	0.0%
		10%低減化船	80%	70%	0.0%	
	海洋汚染防止対策船	二重船殻構造を有する油送船又は特 殊タンク船	80%		△0.2%(義務化を除く)	
		二重船底構造を有する油送船又は 特殊タンク船	70%		+0.2%	
	物流効率化に資する船舶					
	モーダルシフト船 (RORO船、コンテナ船、自動車専用船)	高度モーダルシフト船	80%	70%	△0.3%	
内航フィーダーの充実に資する船舶		80%	70%	△0.3%		
上記以外		80%	70%	0.0%		

※ 中小企業者とは、資本金3億円以下又は従業員300人以下の事業者をいいます。

# 1. 船舶共有建造制度の概要

## (6) 機構の分担割合の上限（政策要件別分担割合及び利率の増減【上乘せ】）

- 以下の上乗せ要件のいずれかに該当する場合、1つのみ選択可能です
- 上乘せ要件のみでは、共有建造をお受けできかねます
- 建造内定後は、他の要件への変更はできかねます

上乘せ要件(船舶の種類)	機構分担割合の上限	基準金利からの増減利率
船員雇用対策に資する船舶		
35歳未満の若年船員を計画的に雇用する事業者の船舶 ※1	他の政策要件に 準ずる	△0.1%
35歳未満の女性船員等を計画的に雇用する事業者の船舶 ※2		△0.2%
労働環境改善船		△0.1%
労働環境改善船(荷役・船員作業負担軽減等設備を含む)		△0.2%
事業基盤強化に資する船舶 ※3		
船舶管理事業者と3年以上の管理契約を締結する又は合併をする事業者の船舶	他の政策要件に 準ずる	△0.2%
特定船舶導入計画の認定を受けた船舶 ※3	他の政策要件に +10%	△0.2%

※1 船員確保計画の認定を有し、計画に基づいて35歳未満の船員教育機関卒業者を雇用した場合に適用が可能

※2 船員確保計画の認定を有し、計画に基づいて35歳未満の女性のほか退職自衛官、船員教育機関卒業者以外の者を雇用した場合に適用が可能

※3 特定船舶導入計画の認定を有し、計画に基づいて船舶を建造する場合に適用が可能

# 1. 船舶共有建造制度の概要

## (7) 適用利率の算出方法

**適用利率** = **基準利率** + **政策要件** + **上乗せ要件** + **信用リスク**

### 基準利率

共有期間	利率	
	固定型	見直し型
9年以内	〇.〇%	▲.▲%
9年超10年以内	〇.〇%	▲.▲%
10年超11年以内	〇.〇%	▲.▲%
11年超12年以内	〇.〇%	▲.▲%
12年超13年以内	〇.〇%	▲.▲%
13年超14年以内	〇.〇%	▲.▲%
14年超15年以内	〇.〇%	▲.▲%
15年超16年以内	〇.〇%	▲.▲%
16年超17年以内	〇.〇%	▲.▲%
17年超18年以内	〇.〇%	▲.▲%

(注) 基準利率は毎月見直されます。

### 主な政策要件【最大 Δ0.3%】

政策要件	基準金利からの増減
スーパーエコシップ LNG燃料船 先進二酸化炭素低減化船 高度モーダルシフト船	Δ0.3%
高度二酸化炭素低減化船	Δ0.2% or ±0% ※中小企業者以外の 方は利率の軽減なし
ダブルボトムタンカー	+0.2%

### 信用リスク(注)【最大 Δ0.4%】

基準金利からの増減
Δ0.4% ~ +0.2%

(注) 財務状況、建造プロジェクト等に基づき総合的に判断

### 上乗せ要件【最大 Δ0.2%】

要件	基準金利からの増減
35歳未満の若年船員等を計画的に雇用する事業者が建造する船舶	Δ0.2% 又は Δ0.1%
船員雇用対策に資する船舶(労働環境改善船)	同上
船舶管理会社を活用した事業基盤強化に資する船舶	Δ0.2%
特定船舶導入計画の認定を受けた船舶	同上

基準利率から **最大 Δ0.9%軽減** が可能

# 1. 船舶共有建造制度の概要

## (8) 金利体系

- 利率は、①固定型、②見直し型、③固定型と見直し型の併用から選択可能
- 金利体系は、建造内定時に決定し、以降は変更不可

金利体系	内 容	メリット	注意点
① 固定型	共有期間中の利率は固定	竣工時に利息額が確定する	早期償還する場合、解約手数料が発生する
② 見直し型	5年間は利率固定 5年毎に利率を見直し	固定型より低利 見直し時に早期償還する場合は解約手数料が発生しない	金利見直し時以外のタイミングで早期償還する場合は、解約手数料が発生する 金利見直し時に固定型への変更不可
③ 固定型と見直し型の併用	機構持分を100として、10%刻みで設定が可能 【例】機構持分のうち 60%を固定型、 40%を見直し型	金利リスクを分散できる 見直し型分のみであれば、解約手数料なしで早期償還することも可能	いずれか一方を早期償還する場合は、その当該金利体系の機構持分額の全額を返済することが必要

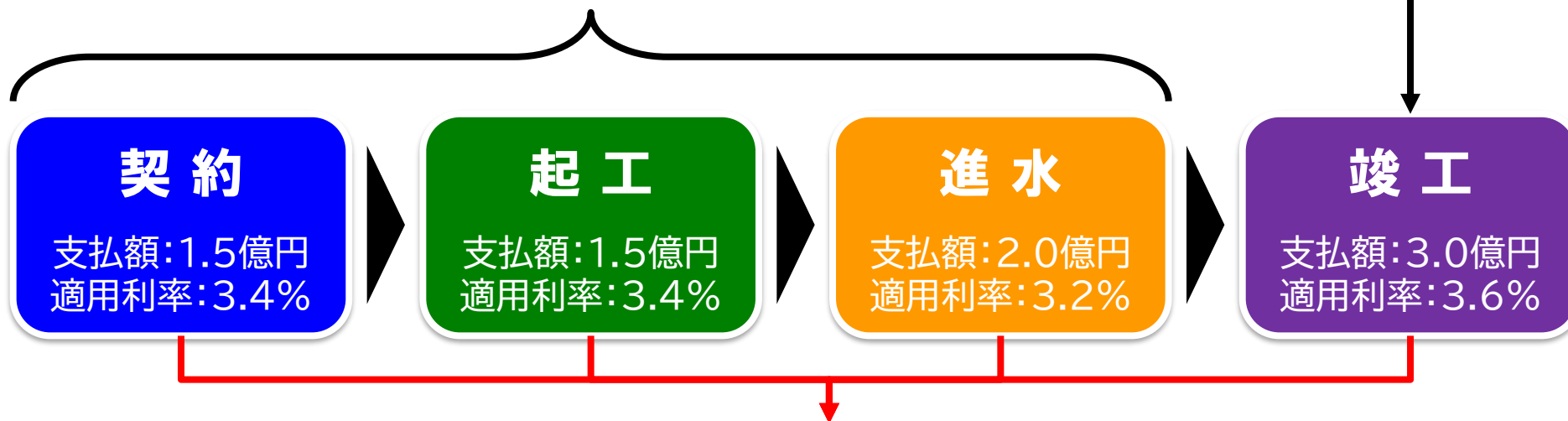
# 1. 船舶共有建造制度の概要

## (9) 建造費の支払い・利率決定方法

【例】 建造費(税込):10億円 (機構分担額:8億円 (建造費の80%) )

機構から造船所への建造費前払いは、機構分担額の**75%**以内  
 (この範囲で任意に設定可能)

竣工時の支払いは  
 機構分担額の**25%**以上



共有期間中の利率は、

**契約日、起工日、進水日及び竣工日における適用利率と支払額の加重平均**

【上記の例】

$$((3.4\% \times 1.5 \text{億円} / 8 \text{億円}) + (3.4\% \times 1.5 \text{億円} / 8 \text{億円}) + (3.2\% \times 2.0 \text{億円} / 8 \text{億円}) + (3.6\% \times 3.0 \text{億円} / 8 \text{億円})) \div 3.43\%$$



## 目次

---

# 2. 船舶共有建造制度ご利用の条件

## 2. 船舶共有建造制度ご利用の条件

### (1) 対象者・対象船舶

#### 対象者

- 内航海運業法に基づく内航海運業の登録を受けている法人事業者

#### 対象船舶

- 100総トン以上又は長さ30m以上の鋼製の船舶であること
- 機構の定める政策要件(P7参照)に該当すること  
ただし、以下の船舶は対象外
  - ✓ 二重船体構造又は二重船底構造を有さない油送船又は特殊タンク船(シングルハルタンカー)
  - ✓ 土・砂利・石材専用船
- 内航輸送に使用する船舶で、所轄地方運輸局長から登録事項の変更登録が得られるもの

## 2. 船舶共有建造制度ご利用の条件

### (2) 積荷保証・用船保証、及び連帯保証

#### 用船保証・積荷保証

- 自社運航の場合・・・主要荷主から10年以上の積荷保証が必要  
※ただし、機構が定める免除基準に該当する場合は免除が可能
- 船舶貸渡の場合・・・用船者から10年以上の用船保証が必要  
※ただし、機構が定める要件に該当する場合は免除又は期間の短縮が可能

(注) 共有期間を延長する場合は、共有期間全体の積荷保証又は用船保証が必要

#### その他

- 代表権を有する方の連帯保証は原則不要  
※ただし、機構が必要と認める場合は代表権を有する方の連帯保証の提出をお願いする場合があります

## 2. 船舶共有建造制度ご利用の条件

### (3) 共有期間

貨物船		
船種	共有期間※	
	2,000総トン以上	2,000総トン未満
貨物船(引船・はしけを除く)	15年	14年
セメント専用船	15年	14年
油送船	13年	11年
特殊タンク船(薬品送船を除く)	13年	11年
薬品送船	10年	10年
引船	14年	14年
はしけ	12年	12年

※ 上記各期間とも最長3年間の延長制度あります。この場合、共有期間全体の積荷保証又は用船保証の提出が必要です。ただし、機構が定める要件に該当する場合は、積荷保証もしくは用船保証を免除すること又は用船保証期間を短縮することができます。

## 2. 船舶共有建造制度ご利用の条件

### (4) 船舶使用料、保険

#### 船舶使用料

船舶使用料 = 機構持分額の減価償却費相当額 + 残存簿価に対する利息相当額

- ✓ 船舶使用料は、毎月25日までに、原則自動送金により機構にお支払い  
(ただし、機構が定める要件に該当する場合は、電子記録債権でお支払い)
- ✓ 最大11か月間の据置期間の設定が可能  
(据置期間中の支払いは、利息相当額のみ)
- ✓ 経理処理上、機構持分を含む全てを船舶資産に、機構持分は長期借入金に計上

#### 保 険

共有期間中、海運事業者の負担で以下の保険を付保していただきます

- ✓ 機構が定める船舶保険
- ✓ 機構及び海運事業者を被保険者とする船主責任保険



## 目次

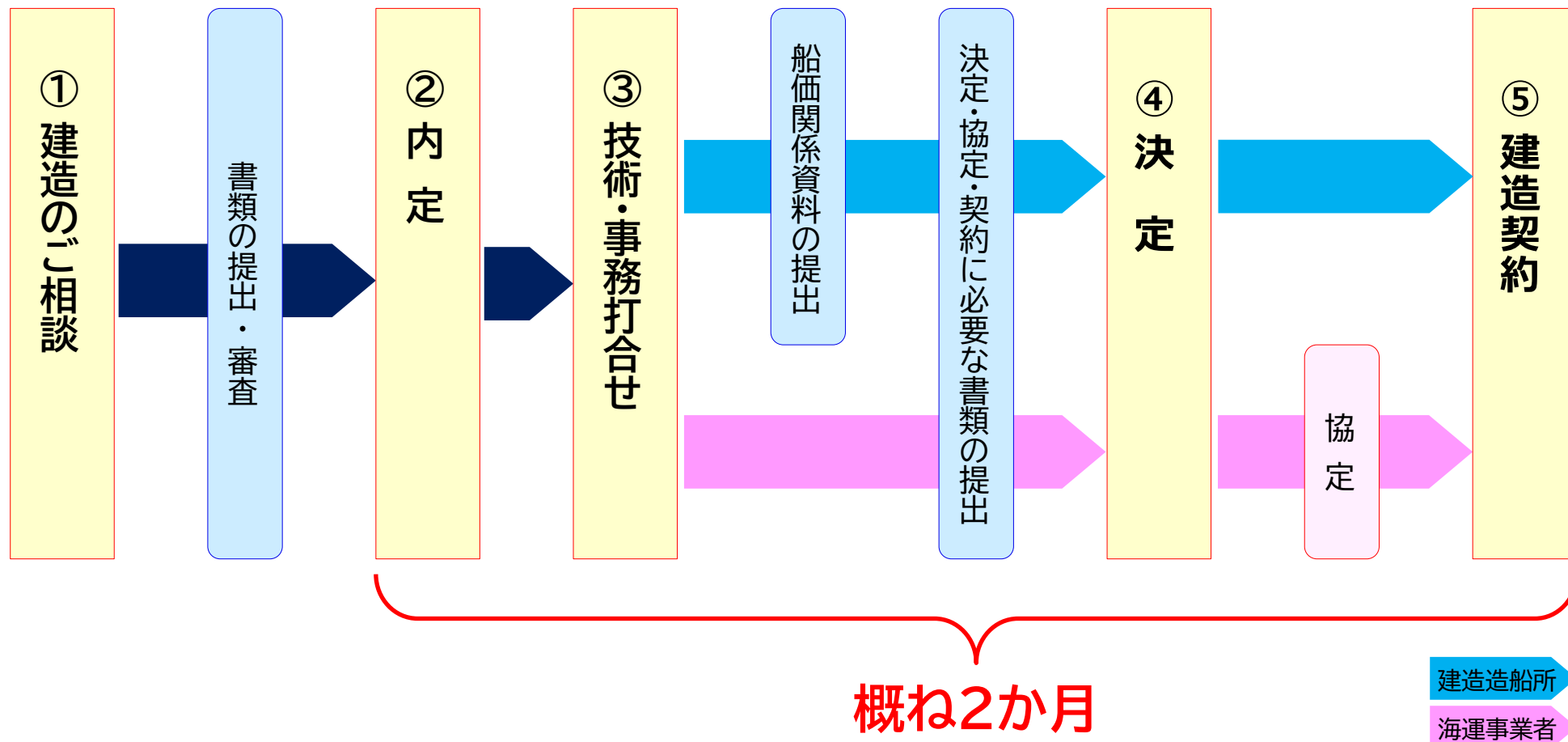
---

# 3. 船舶共有建造制度ご利用の手続き

### 3. 船舶共有建造制度ご利用の手続き

## (1) 建造のご相談から建造契約までの流れ

ご契約までのスケジュールは、ご相談内容によって大きく変わりますので、時間に余裕を持ってご相談いただきますようお願いいたします。



### 3. 船舶共有建造制度ご利用の手続き

## (2) ご提出いただく主な書類

- 船舶共有建造制度のご利用にあたっては、主に以下の書類が必要です。
  - ✓ ご提出いただく書類は、必ずしも機構が定めた様式である必要はありません。既にお手元にある書類でも代用可能なものがあります。
  - ✓ また、現在、船舶共有建造制度をご利用いただいている場合は、一部書類を省略することができます。
  - ✓ 必要な書類がお手元にない場合は、機構公式ウェブサイト(<https://www.jrtt.go.jp>)に様式を掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。機構様式のご利用方法等については、お気軽にお問合せください。

#### □ 最近4か年の決算報告書等

(確定申告書の写し、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、製造原価明細、一般管理費明細、勘定科目別内訳明細書など)

#### □ 現在事項全部証明書

#### □ 造船所選定理由書

#### □ 共有貨物船建造計画書

#### □ 新造船の航路採算推移表

#### □ 用船者に関する資料 (貸渡の場合)

#### □ 積荷保証書 又は 用船保証書



## 4. 上乗せ要件の概要

## 4. 上乗せ要件の概要

### (1) 事業基盤強化に資する船舶

適用要件	金利軽減
<p>次のいずれかの事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 船舶管理事業者※と、建造船舶の竣工日までに全ての管理において、3年以上の管理契約を締結する事業者</li> <li>● 共有船舶建造の申込日から遡って5年以内に他の内航海運事業者と合併を行った、又は竣工日までに合併を行う事業者</li> </ul>	<p>△0.2%</p>

※「船舶管理事業者」とは、内航海運業法に基づく登録又は変更登録を受け、①船員配乗・雇用管理、②船舶保守管理、及び③船舶運航実施管理の全ての管理を行う事業者をいいます。

- ①船員配乗・雇用管理 …… 船員の配乗及び雇用に係る管理
- ②船舶保守管理 …… 船舶の堪航性を保持するための保守に係る管理
- ③船舶運航実施管理 …… 船舶の運航の実施に係る管理

## 4. 上乗せ要件の概要

### (2) 船員雇用対策に資する船舶（若年・女性船員等雇用事業者①）

適用要件	金利軽減※
次の要件を全て満たす事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 竣工時に、海上運送法に基づき国土交通大臣から認定を受けた「<u>日本船舶・船員確保計画</u>」を有していること</li> <li>● 認定を受けた上記「<u>日本船舶・船員確保計画</u>」に基づき、以下のいずれかに該当する船員未経験者を1人以上かつ6か月以上雇用していること                         <ul style="list-style-type: none"> <li>① 35歳未満の者</li> <li>② 35歳未満の者であって、退職自衛官、女性（甲板部、機関部又は無線部の職員又は部員に限る。）及び船員教育機関卒業者以外の者</li> </ul> </li> </ul>	①35歳未満の若年船員 <b>△0.1%</b>
	②35歳未満の女性船員等 <b>△0.2%</b>

※ 竣工日又は雇用開始日から共有期間中、金利軽減が受けられません

注1 共有契約締結時（竣工時）において、既に金利軽減の対象となる新人船員を6か月以上雇用している場合は、当該船舶の竣工時に当該船員が継続雇用されていることが必要です。

注2 同一事業者が複数隻を共有建造する場合は、建造隻数と同数以上の船員を雇用することが必要です。

注3 「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けている海運事業者の系列会社が船員配乗を行う場合は、一定の要件を満たすことで軽減の対象となりますので、事前にご相談ください。

## 4. 上乗せ要件の概要

### (2) 船員雇用対策に資する船舶（若年・女性船員等雇用事業者②）

#### 機構の金利軽減対象の詳細

##### <船員教育機関卒業者>



船員教育機関卒業で  
運航要員の女性

金利軽減  $\Delta 0.2\%$



船員教育機関卒業で  
運航要員でない女性  
(司厨員等)

金利軽減  $\Delta 0.1\%$



船員教育機関卒業の  
男性

金利軽減  $\Delta 0.1\%$

##### <船員教育機関以外卒業者>



一般高校、水産高校専攻科、  
水産大学校卒業者等  
運航要員に限らない  
(男性、女性問わず)

金利軽減  $\Delta 0.2\%$

##### <退職自衛官>



運航要員に限らない  
(男性、女性問わず)

金利軽減  $\Delta 0.2\%$

## 4. 上乗せ要件の概要

### (2) 船員雇用対策に資する船舶（若年・女性船員等雇用事業者③）

#### 金利軽減の対象期間の例

ケース	n年度												n+1年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
①竣工前に試行雇用期間が終了している場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【試行雇用期間】 5/1～10/31 (6か月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">継続雇用</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">竣工</div>																								
竣工日から 金利減免																									
②竣工時が試行雇用期間の最中の場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【試行雇用期間】 5/1～10/31 (6か月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">雇用確認</div>																	差額還付							
竣工日に遡り 金利減免																									
③竣工時が試行雇用期間の最中の場合 ※雇用期間が年度を跨ぐケース	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【試行雇用期間】 1/1～6/30 (6か月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">雇用確認</div>																	差額還付							
4月に遡り 金利減免																									
④竣工後に試行雇用を行った場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">竣工</div>												<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【試行雇用期間】 5/1～10/31 (6か月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">雇用確認</div>					差額還付							
雇用開始日 (5/1) に遡り 金利減免																									
⑤竣工後に試行雇用を行った場合 ※雇用期間が年度を跨ぐケース	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">竣工</div>												<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【試行雇用期間】 2/1～7/31 (6か月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">雇用確認</div>					差額還付							
4月に遡り 金利減免																									

## 4. 上乗せ要件の概要

### (2) 船員雇用対策に資する船舶（若年・女性船員等雇用事業者④）

#### 機構の金利軽減対象と国土交通省等の補助金対象要件の比較

	船舶共有建造制度 利率軽減 (鉄道・運輸機構)	船員計画雇用促進助成金対象 (国土交通省)	船員計画雇用促進支援助成金 (SECOJ)【2025年度版】	内航貨物船員計画雇用促進助成制度 (日本内航海運組合総連合会)
年齢等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>35歳未満</b>の船員未経験者</li> <li>・ 運航要員に限らない</li> <li>・ 船員として雇用し育成を完了させること</li> <li>※6か月以上の雇用確認が必要</li> <li>・ 海技教育機構卒業者も対象</li> <li>・ 「船員教育機関」には水産高校専攻科、水産大学校を含まない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45歳未満の船員未経験者</li> <li>・ 40歳未満の船員経験者(別途要件あり)</li> <li>・ 運航要員に限る</li> <li>・ 船員として雇用し育成を完了させること</li> <li>※最大6か月の雇用確認が必要</li> <li>・ 海技教育機構卒業者は除く</li> <li>・ 「船員教育機関」には水産高校専攻科、水産大学校を含む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45歳未満の船員未経験者</li> <li>・ 40歳未満の船員経験者(別途要件あり)</li> <li>・ 運航要員に限らない</li> <li>・ 船員として雇用し育成を完成させること</li> <li>※最大6か月の雇用確認が必要</li> <li>・ 海技教育機構卒業者は除く</li> <li>・ 「船員教育機関」には水産高校専攻科、水産大学校を含む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45歳未満の船員未経験者</li> <li>・ 運航要員に限らない</li> <li>・ 内航総連の組合員に限る</li> <li>※初回雇入れから連続1年の雇用期間が必要</li> <li>・ 海技教育機構卒業者も対象</li> </ul>
雇用計画	金利 △0.1%軽減  ■船員教育機関卒業者 (船員教育機関卒業の <b>運航要員</b> の女性、退職自衛官を除く)	補助金 4万円×1か月(甲板部、無線部) 4万円×2か月(機関部)  ■船員教育機関卒業者 (船員教育機関卒業の女性、退職自衛官を除く)  ■船員経験者	補助金 4万円×1か月(甲板部) 4万円×2か月(機関部) 4万円×3か月(司厨部)  ■船員教育機関卒業者 (船員教育機関卒業の女性、退職自衛官を除く)  ■船員経験者	補助金 20万円(甲板部) 20万円(機関部) 20万円(司厨部)  ■船員教育機関卒業者、船員教育機関卒業業者以外の別を問わず(男女問わず)
	金利 △0.2%軽減  ■船員教育機関卒業者以外 ■退職自衛官 ■女性 (船員教育機関卒業の運航要員でない女性を除く)	補助金 4万円×3か月 (甲板部、無線部) 5万円×6か月(機関部)  ■船員教育機関卒業者以外 ■退職自衛官 ■女性(補助金額は上記の2倍)	補助金 4万円×3か月 (甲板部、司厨部) 5万円×6か月(機関部)  ■船員教育機関卒業者以外 ■退職自衛官 ■女性(補助金額は上記の2倍)	■退職自衛官

※制度の詳細は各団体にご確認ください。

## 4. 上乗せ要件の概要

### (2) 船員雇用対策に資する船舶（労働環境改善船の設備要件の概要）

設備要件		金利軽減
必須要件	<b>労働負荷軽減設備</b> 【通信設備等】 ① 船陸間通信設備 ② 船内ローカルネットワーク設備 ③ 無線LAN(Wi-Fi)設備 …… 【航海設備等】 ④ 航海情報集約表示装置 ⑤ 監視カメラ ⑥ 船舶自動識別装置 ⑦ 機関データロガー	必須要件を全て満たすもの  <b>△0.1%</b>  必須要件に加え、追加要件を満たすもの  <b>△0.2%</b>
	<b>居住等環境改善措置</b> 【騒音防止のための措置】 ⑧ 次の措置が講じられていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機関室で発生した騒音の遮断</li> <li>・ 船員室に十分な遮音性能を有する囲壁及び扉を設置</li> <li>・ 発電機に防振ゴム等を設置</li> </ul> …… 【暑さ対策設備】 ⑨ 次のいずれかの措置を講じたもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各船員室において温度調整が可能</li> <li>・ 船員の作業区域の上部に遮熱性能又は断熱性能を有するものを使用</li> <li>・ 暴露区域の任意の場所に身体を冷却する設備を備え付け</li> </ul>	
追加要件	<b>荷役・船員作業負担軽減等設備</b> 次のいずれかの設備 ① カーフェリー、RORO船又は自動車運搬船の荷役設備 ② 油送船又は液体化学薬品ばら積船の荷役設備 ③ セメント等粉体状の貨物を運搬する船舶の荷役設備 ④ 遠隔支援システム …… ⑤ 出入港及び離着岸作業に使用する機器の遠隔操作装置 ⑥ 航行・荷役時に使用するバルブ操作、ポンプ発停の遠隔操作装置 ⑦ 船員育成のための居住設備 ⑧ 燃料にA重油、軽油、ガソリン又は液化天然ガスを使用する推進用機関	

## 4. 上乗せ要件の概要

### (2) 船員雇用対策に資する船舶（労働環境改善船の必須設備要件）

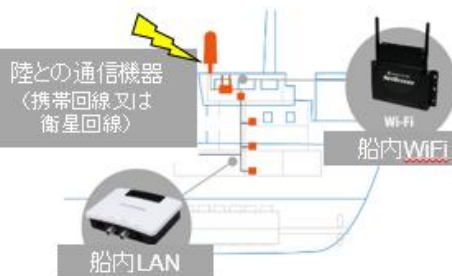
#### 1. 労働負担軽減設備

※ ①～⑨ 全て必須

①船陸間通信設備

②船内ローカル  
ネットワーク設備

③無線LAN設備  
(Wi-Fi設備)



④航海情報集約表示装置



電子海図  
+  
GPS

⑤監視カメラ

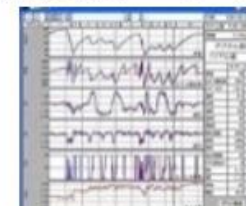


⑥船舶自動識別装置



AIS  
シンボル

⑦機関データロガー



#### 2. 居住等環境改善措置

⑧騒音防止のための措置

遮音扉

遮音材

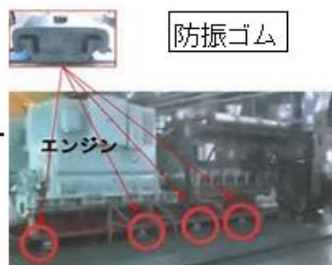
防振ゴム



+



+



⑨暑さ対策(以下のうち、いずれかを選択)

各部屋の温度調整  
が可能なエアコン

遮熱性能等を有する  
もの(遮熱塗料等)

身体を冷却する設備



## 4. 上乗せ要件の概要

# (2) 船員雇用対策に資する船舶（労働環境改善船の追加設備要件）

### 3. 荷役・船員作業負担軽減等設備

※ ①～⑧ いずれか選択

#### ① 車両自動固縛装置

- ・ベルト等の車両を固縛する器具は車両甲板上に固定されていること
  - ・固縛する器具は軽重で迅速に取り付けられることができ、容易に解縛できること
  - ・固縛時の締め付けを機械力により行うこと
- フェリー、RO-RO船、PCCのみ



#### ② ディープウェルポンプ

- ・各貨物艙専用のものが貨物艙毎に設置されていること
- ・電動機又は油圧モータにより駆動
- ・作動、停止、液面確認等の作業を甲板上でできること

油タンカー  
ケミカル船のみ  
LPG船



#### ③ セメント等の空気圧送装置

- ・貨物艙内の粉体を管内の空気流に浮遊させて荷役するものであること
- ・コンプレッサー、セラーポンプ等の機器類は始動、停止等を荷役事務室等から遠隔操作できること

セメントや灰等の専用船のみ

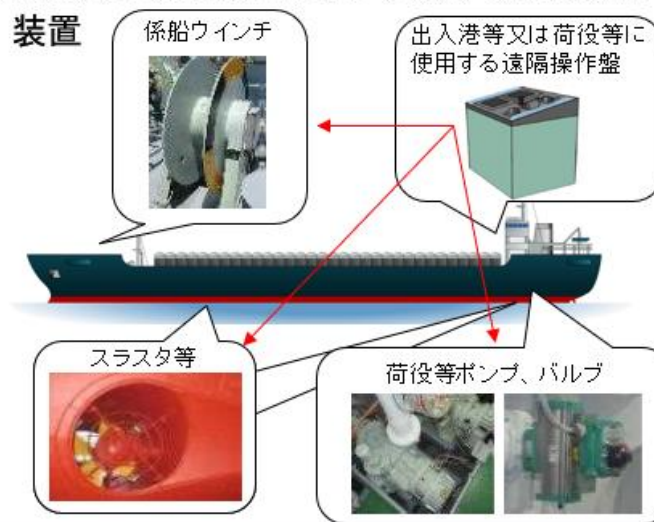


#### ④ 陸上等からの遠隔支援システム



#### ⑤ 出入港及び離着岸作業に使用する機器の遠隔操作装置

#### ⑥ 荷役等バルブ操作、ポンプ発停の遠隔操作装置



#### ⑦ 船員育成のための居住設備

500GT以上、510GT未満  
(乗組基準、設備基準の  
規制緩和)

499GTクラスの船舶 + 船員育成のため船員室等を増設(10トン程度)

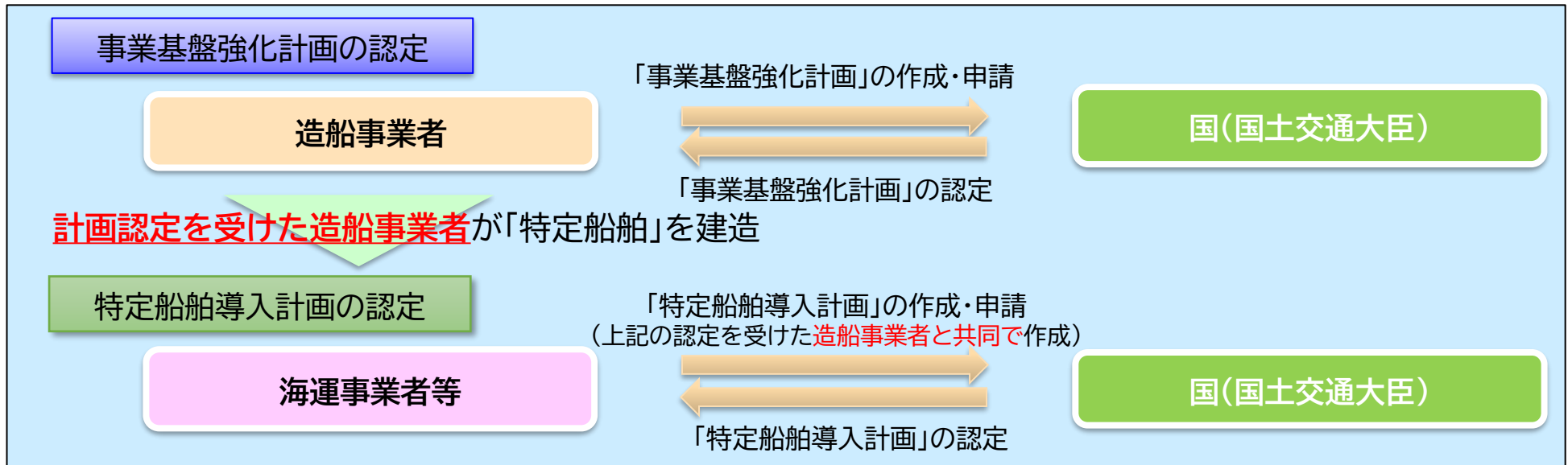
#### ⑧ 軽油、A重油等を使用する推進用機関

ストレーナーや燃料油タンク内の  
清掃作業の負担が軽減。



## 4. 上乗せ要件の概要

### (3) 特定船舶導入計画の認定を受けた船舶（概要）



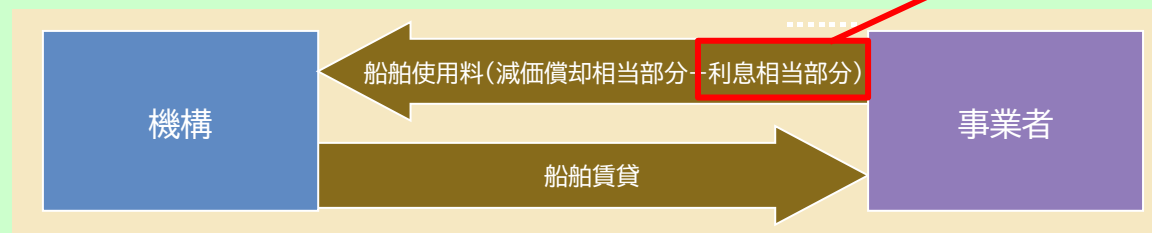
「特定船舶導入計画の認定を受けた船舶」について①機構分担割合の上限の拡大及び②利率軽減を実施。

①従来の政策要件別の機構分担割合から上限を+10%拡大

機構持分  
70%~90%

事業者持分  
30%~10%

②適用利率をさらに0.2%軽減  
(上乗せ要件)※  
※他の上乗せ要件との重複適用はできません



## 4. 上乗せ要件の概要

### (3) 特定船舶導入計画の認定を受けた船舶（制度利用上の留意点）

- ✓ 国土交通省への「特定船舶導入計画」の認定申請にあたっては、建造工事請負契約の締結が必要となります。
  - ※ 建造事業者と建造造船所の二者での建造工事請負契約でも認定申請は可能ですが、機構も含めた三者での建造工事請負契約締結（機構所定の契約書を用います）後に国土交通省への変更認定申請が必要となります。
- ✓ 「特定船舶導入計画」の上乗せ要件の適用を希望する場合には、機構への共有建造申込書にその旨を記載いただきます。なお、共有建造内定以降、他の上乗せ要件への変更はできかねます。
- ✓ 利率軽減のみの適用も可能です。
- ✓ 機構への申込段階であっても、「特定船舶導入計画」について国土交通省への事前相談は可能です。
- ✓ 「特定船舶導入計画」の認定を受けた場合であっても、竣工時までには認定の取消しがあった場合には、機構分担割合の上限の拡大及び利率軽減はできかねます。
- ✓ 「特定船舶導入計画」の認定を受ける場合、建造造船所が「事業基盤強化計画」の認定を受けている必要があります。

# 5. 技術支援

## 5. 技術支援 技術スタッフによる各種サポート

- 船舶共有建造制度をご利用いただくと、豊富な建造実績をもとに、計画段階から共有期間満了まで、機構の技術スタッフによるテクニカルサポートが別途費用がかかることなく、受けられます。



## 6. お問い合わせ先

## 6. お問い合わせ先

### (1) 機構のご相談窓口

担当課	担当地域 ※【 】内は地方運輸局等
<p><b>建造支援第一課</b></p> <p>TEL : 045-222-<b>9138</b>            FAX : 045-222-9150            E-Mail : kensoku@jr.tt.go.jp</p>	<p>【近畿】滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県            【神戸】兵庫県            【中国】鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県(下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市は除く。)            【四国】徳島県、香川県、愛媛県、高知県</p>
<p><b>建造支援第二課</b></p> <p>TEL : 045-222-<b>9139</b>            FAX : 045-222-9150            E-Mail : kensoku@jr.tt.go.jp</p>	<p>【北海道】北海道            【東北】青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県            【関東】茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県            【北陸信越】新潟県、富山県、石川県、長野県            【中部】福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県            【九州】福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県(下関市、宇部市、山陽小野田市又は長門市)            【沖縄】沖縄県</p>

## 6. お問い合わせ先

### (2) 各地区の船舶整備共有船主会 機構業務相談室①

(一社)船舶整備共有船主協会に設置されている各地区の機構業務相談室でも、船舶共有建造制度のご利用に関する問い合わせを受け付けております。

地区	設置場所	所在地	TEL	FAX
京 浜	<b>(一社)船舶整備共有船主協会</b> 【東海】全国内航タンカー海運組合 東海支部 【清水】静岡県内航海運組合 【東北】東北内航海運組合	<b>東京都千代田区</b>	<b>03-3262-8336</b>	<b>03-3262-8337</b>
		名古屋市港区	052-651-7195	052-651-9486
		静岡市清水区	054-352-3148	054-352-3149
		仙台市青葉区	022-263-2181	022-263-2181
九 州	<b>九州地区船舶整備共有船主会</b> 【下関】全国内航タンカー海運組合 西部支部 【博多】博多地区海運組合 【壱岐】壱岐地区海運組合 【長崎】長崎地区海運組合 【熊本】熊本県海運組合 【三角】全日本内航船主海運組合 三角連絡所 【大分】大分県海運組合 【佐伯】大分県海運組合 佐伯支部 【鹿児島】鹿児島内航海運組合	<b>北九州市門司区</b>	<b>093-332-5354</b>	<b>093-332-5354</b>
		山口県下関市	083-223-8425	083-223-8325
		福岡市博多区	092-271-0678	092-262-0588
		長崎県壱岐市	0920-47-0681	0920-47-4908
		長崎市	095-822-0946	095-822-1711
		熊本県上天草市	0969-56-2928	0969-56-2959
		熊本県宇城市三角町	0964-52-2683	0964-52-3001
		大分市	097-599-5655	097-599-5655
		大分県佐伯市	0972-22-1446	0972-22-1446
		鹿児島市	099-222-8617	099-224-0641
阪 神	<b>阪神地区船舶整備共有船主会</b> 【大阪】全国内航タンカー海運組合 関西支部 【和歌山】和歌山県海運組合 【日生】全日本内航船主海運組合 中国支部	<b>大阪市西区</b>	<b>06-6441-5481</b>	<b>06-6441-6038</b>
		大阪市西区	06-6537-7609	06-6537-7059
		和歌山市	0734-33-4043	0734-33-0026
		岡山県備前市日生町	0869-72-2011	0869-72-3134

## 6. お問い合わせ先

### (2) 各地区の船舶整備共有船主会 機構業務相談室②

地区	設置場所	所在地	TEL	FAX
中国	<b>中国地区船舶整備共有船主会</b>	<b>広島市南区</b>	<b>082-258-2377</b>	<b>082-258-2378</b>
	【玉野】岡山中部海運組合	岡山県玉野市	0863-31-1657	0863-31-1657
	【笠岡】長鋪汽船株式会社	岡山県笠岡市	0865-67-2311	0865-67-2313
	【福山】広島県内航海運組合 備後福山支部	広島県福山市	084-987-1624	084-987-3524
	【尾道】まるいち汽船株式会社	広島県尾道市	0848-23-6060	0848-23-8282
	【三原・竹原】全国内航タンカー海運組合 中国支部	広島県三原市	0848-62-3839	0848-62-7615
	【呉】釣土田船主組合	広島県呉市	0823-56-0216	0823-56-1110
【山口】山口県内航海運組合	山口県周南市	0834-21-0505	0834-21-7600	
東四国	<b>東四国船舶整備共有船主会</b>	<b>香川県高松市</b>	<b>087-851-0833</b>	<b>087-851-0834</b>
	【小豆島】浜野海運株式会社	香川県小豆郡土庄町	0879-62-0605	0879-62-1143
	【徳島】徳島県内航海運組合	徳島市	088-664-4570	088-664-4571
	【鳴門】徳島県内航海運組合 鳴門支部	徳島県鳴門市	088-685-6360	088-685-8579
	【阿南】全日本内航船主海運組合 徳島県支部	徳島県阿南市	0884-23-4710	0884-23-5093
	【高知】高知県海運組合	高知市	088-832-0271	088-832-0272
【宿毛】若宮汽船株式会社	高知県宿毛市	0880-65-7000	0880-65-8362	
愛媛	<b>愛媛船舶整備共有船主会</b>	<b>愛媛県松山市</b>	<b>089-943-6630</b>	<b>089-941-5276</b>
	【松山】松山地方海運組合	愛媛県松山市	089-951-1715	089-951-1715
	【新居浜】新居浜地区海運組合	愛媛県新居浜市	0897-37-2475	0897-37-2475
	【伯方】伯方地区海運協同組合	愛媛県今治市伯方町	0897-72-0024	0897-72-1727
	【波方】波方船舶協同組合	愛媛県今治市波方町	0898-41-9326	0898-41-8185
	【今治】今治船舶組合	愛媛県今治市片原町	0898-24-1383	0898-25-6152
	【南予】南予内航海運組合	愛媛県宇和島市	0895-22-4776	0895-24-5804